

連載：博物館と社会を考える

第12回

国際博物館会議（ICOM）の博物館定義の改定と 博物館法の一部改正

林 浩二

（千葉県立中央博物館）

【これまでの連載】

- 第1回 [科学館は博物館ですか？](#)（2015年5月）
- 第2回 [博物館はいくつありますか？](#)（2015年7月）
- 第3回 [博物館の展示は何かを伝えるのですか？](#)（2015年9月）
- 第4回 [博物館の展示は何かを伝えるのですか？ その2](#)（2016年2月）
- 第5回 [博物館の国際的動向2016](#)（2016年10月）
- 第6回 [科学館・科学博物館の社会的役割宣言](#)（2017年3月）
- 第7回 [世界科学館・科学博物館の日（世界科学館デー）](#)（2017年8月）
- 第8回 [第2回世界科学館サミットと東京プロトコル](#)（2017年12月）
- 第9回 [ツールとしての持続可能な開発目標（SDGs）](#)（2018年3月）
- 第10回 [京都で開催された国際博物館会議ICOM大会](#)（2019年10月）
- 第11回 [博物館の世界的組織の環境保全と教育への取り組み](#)（2022年2月）

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症 (Covid-19) によるパンデミックは、丸2年を経過して、様相を変えつつも一向に治まりません。そんな中、ロシア軍によるウクライナ侵攻が2022年2月24日に始まり、博物館の世界も二重、三重の影響を受けています。

博物館と社会を考えるこの連載が、現実の社会と無縁であるはずはありません。そのためもあって今回は、前回の続きではなく、今まさに国内外の博物館の世界で動いている事項を取り上げたいと思います。

今回は、国際博物館会議 (ICOM) の規約における博物館の定義の改定の動きと、日本の国内法である博物館法がこのほど改正されたことを紹介します。まずは関係者・関心ある方々に情報源情報を共有することを目指しました。

2. ICOMの博物館定義の改定の経緯

連載第10回では、ICOMの3年に1回の大会 (general conference) である第25回大会が2019年に京都で開催されたことを速報しました (注1)。京都大会の最終日には規約の改定のための臨時総会が開かれ、激論の末に定義の改定案をその場では採決せず、「採決を延期する」ことを投票の7割ほどの多数で決議して、改定は先送りされました。

大会後、役員・事務局で混乱が起き、京都で2期目として選出されたばかりのSuay Aksoy会長と一部の理事が辞任し、副会長のAlberto Garlandini氏が新たな会長に就きました。また改定案の草案を検討した常置委員会 (MDPP) は委員長と一部の委員が交代しMDPP2が立ち上がり、2020年には改めて、Museum Define常置委員会と改名され、会を構成する各委員会との協議 (consultation) の方法を組み立て直して発表しました (注2)。

改定案の策定のための11段階は、2020年12月10日のウェビナーで説明されました (図1, 注3)。各委員会との間で5段階の協議を行います。新しい博物館定義のキーワードやコンセプトの提案を受け付け、分析して結果を発表してさらにやりとりし、2022年2月には協議4として、5つの改定案が発表されました (注4)。ICOMウェブサイトで公開されている5つの案はいずれも、現行の定義の延長上にあり、現行の定義と比較しやすいと思います。

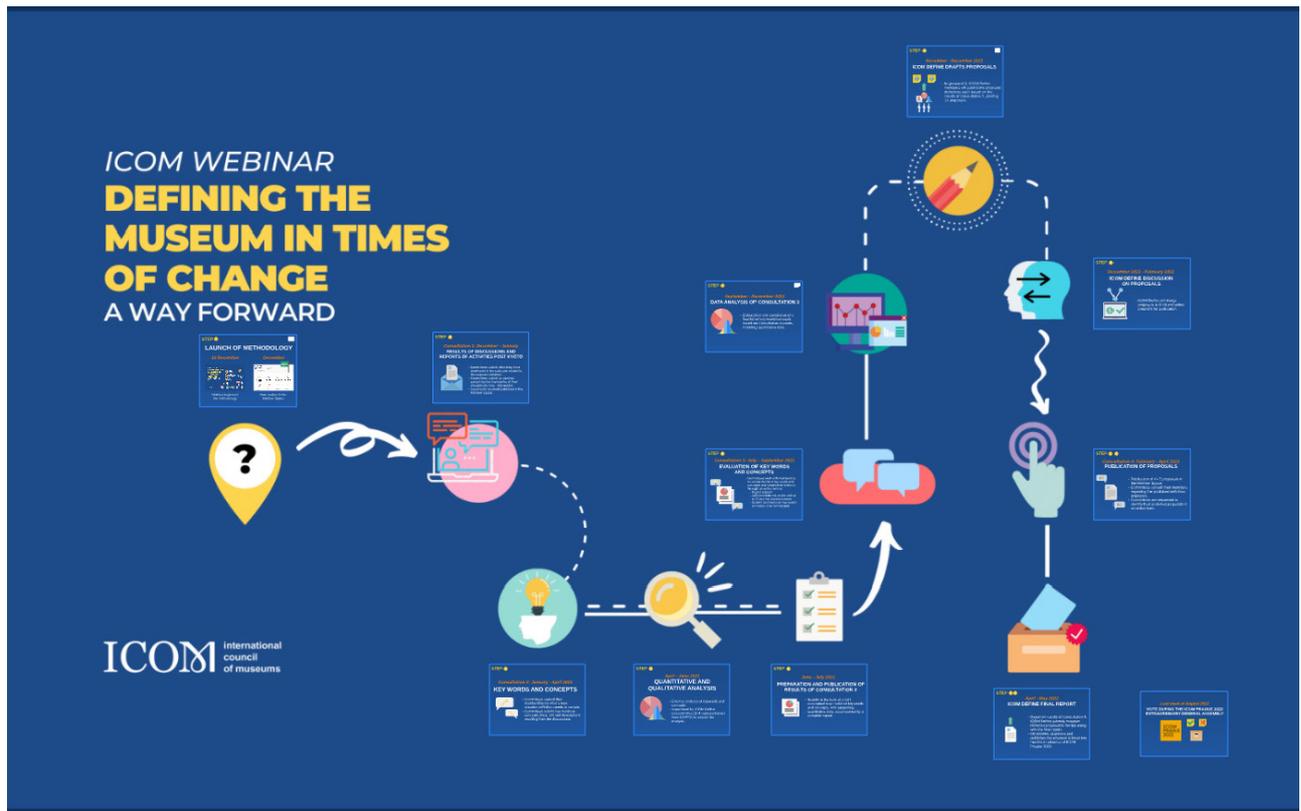


図1. ICOM規約の博物館の定義の改定における協議 (consultation) のプロセス
(2020.12.10のウェビナー資料から。URLは注3で記述)

ICOM日本委員会では、5つの案文について2022年3月18日～27日に日本委員会の会員にアンケートを行い、その結果を4月6日午後のオンライン会合で報告するとともに意見交換しました。以下で紹介する第2案は、日本委員会では概ね好意的に受け取られ、わたし自身も強く賛同します。試みに訳してみます。

Proposal 2

A museum is a permanent, not-for-profit institution, accessible to the public and of service to society. It collects, conserves, interprets and exhibits, tangible, intangible, cultural and natural heritage in a professional, ethical, and sustainable manner for research, education, reflection and enjoyment. It communicates in an inclusive, diversified, and participatory way with communities and the public.

第2案（試訳）

博物館は一般の人々が利用でき、社会に奉仕する、永続的で非営利の施設である。博物館は研究・教育・考察・楽しみのために、専門的・倫理的かつ持続可能な方法で、有形・無形の文化および自然遺産

を収集・保存・解説・展示する。地域社会や一般の人々を巻き込み、多様で参加型の方法でコミュニケーションを図る。

この第2案には、他の案には出てこない、解説(interpret)や自然遺産(natural heritage)という用語が使われています。博物館の建物の中に収まらない現地の自然の保全や、地域の景観への博物館の関与が求められるようになりつつある現在、「自然」を明示的に記述することの意味は大きいと考えます。また“interpret”という用語は、京都大会の臨時総会(2019)で上程された改定案で採用され、わたしは注目しました。インタープリテーションは施設内や史跡・野外などでの幅広い教育的なアプローチないしコミュニケーションを意味するので、動詞interpretによって多様な活動を引き出すことが期待できます。

これら5つの案への賛否と意見を元に、Museum Define常置委員会はこれまでの全協議プロセスの報告書を作成し、最終案が発表され、さらに8月にはチェコ共和国のプラハで開催される大会の臨時総会で採決されることとなります。なお同時に博物館の倫理規定も見直しのプロセスが動いています(注5)。

最終的にどんな定義改定案が提出されるか、さらに臨時総会でどんな議論が交わされるか、果たして採択されるかどうか、注視していきたいと思えます。

3. 博物館法の一部改正において

博物館法(1951)については、連載第2回で言及しています。成立から70年が経過し、これまでも色々課題が指摘されてきました。小さな改正は20数回にわたって行われていますが、今回は図書館法・社会教育法などと一括ではなく、単独の改正で注目されています。

ここでは、最近の動きの情報を列挙します。

・文化芸術振興基本法(2001) 平成13年法律第148号(議員提案) 注6

第26条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

・教育基本法 改正(2007) 平成18年法律第120号 注7

第12条 第2項 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努

めなければならない。

- ・これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議(2007年4月～2010年3月) 注8

博物館登録や学芸員制度について種々の検討を行い下記の報告などにまとめました(すべてウェブサイトで公開されています)。

新しい時代の博物館制度の在り方について(報告)(2007年6月1日)

学芸員養成の充実方策について(報告)(2009年2月18日)

博物館実習ガイドライン(2009年4月30日)

博物館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて(報告)(2010年3月26日)

- ・社会教育法・図書館法・博物館法の一部改正(2008) 注9

この時は3つの法律を一括で改正しました。いわゆる「横並び」改正なので、改正点は限られました。この改正の審議の中では、参議院文教科学委員会の附帯決議で「博物館登録制度の見直し」に言及があり、文化審議会への諮問・答申や、それを受けての今回の法改正の根拠の一つとなっています。

- ・文化芸術基本法(2017) 注10

文化芸術振興基本法(2001)を一部改正、法律名も変更。議員提案。

- ・文部科学省設置法改正(2018年6月) 注11

改正前、博物館の所管は主として生涯学習局社会教育課である一方、美術館・歴史博物館については文化庁の所管でした。この改正で、あらゆる館種の博物館を文化庁が一括して所管することになりました。生涯学習局・社会教育課廃止。

- ・文化審議会に新たに「博物館部会」設置(2019年11月) 注12

博物館法制度の今後の在り方について(審議経過報告) 2021年7月30日

博物館法制度の今後の在り方について(答申) 2021年12月20日

- ・文化審議会博物館部会に「法制度の在り方に関するワーキンググループ」を設置(2021年2月) 注13

登録制度を中心とした博物館法制度の今後の在り方について(中間報告) 2021年3月24日

博物館法制度の今後の在り方について(審議のまとめ) 2021年12月6日

- ・文部科学大臣から文化審議会に「これからの時代にふさわしい博物館制度の在り方について」諮問(2021年8月) 注14

- ・文化審議会「博物館法制度の今後の在り方について(答申)」 2021年12月20日(再掲)

この報告書では、これまでの博物館法の経緯・博物館行政の流れについても詳しく触れられていて資料と

しても有用です。また諮問された博物館の登録制度ばかりでなく、学芸員制度など広範な課題が議論されており、今後の博物館のあり方を検討するためのベースになると考えられます。



国会議事堂

4. 博物館法の一部を改正する法律案（第208国会 閣法31号）

・政策評価 文部科学省規制に関する評価書 注15

「博物館の登録制度の見直しと学芸員補の資格要件の整備」注15

拡充と規制緩和に伴う、国および自治体の費用と効果（便益）が抽出されていますが、金銭価値化は困難と分析。実施後の結果の評価と5年をメドとした見直しの必要性等が記述されています。

・改正法の閣議決定（2022年2月22日）注16

・国会（衆議院）への法案提出（2022年2月22日）注17

第208国会（通常国会）内閣提出の法案 31号

・衆議院 注18

議案審議情報

文部科学委員会（2022年3月15日付託、3月23日議決）

議事録

第208回国会3月23日文部科学委員会ニュース

インターネット審議中継の動画（約3時間）

附帯決議がなされました（6項目）

本会議(3月24日) 可決

・参議院 注19

衆議院から受領(3月24日)

文教科学委員会(4月4日付託、4月7日議決)

議事録

インターネット審議中継の動画(約2時間半)

附帯決議がなされました(8項目)

本会議(4月8日) 可決、成立。



文化庁銘板

5. 博物館法の一部を改正する法律(令和4年法律第24号)

・博物館法の一部を改正する法律(令和4年法律第24号)について 注20

(文化庁サイトの階層の深いところにあって見つけにくいし、検索でも出てきにくい)

2022年4月15日に公布され、都道府県等に通知されました。「博物館法の一部を改正する法律の公布について(通知)」には、記として概要と留意事項が詳しく触れられています。

・施行は2023年4月1日です(今回の改正法の附則に明記)

・なお、全部改正されたわけではないので博物館法の法律番号は変わりません。

・今回の一部改正を組み込んだ改正博物館法の条文は、後日、公開されるはずです。

・現在の登録博物館は、新法の施行後5年の猶予期間の間は「登録」のままとされています。

・今後の焦点の一つは、文部科学省令で示される「登録の基準」です。その基準を「参酌」して各都道府県と政令市の教育委員会はそれぞれの地域の基準を定めることになります。

〈まとめに代えて〉

ICOMの規約内の博物館定義の改定は、2022年8月に一定の結論が出るはずですが、それぞれの国や地域、自治体では、それをどう活かすかを考えることになるでしょう。

日本の博物館法は改正されたばかりです。肉付けはこれからで、2023年4月1日の施行に備えてそれぞれに準備を始めなければなりません。今回の法改正を、日本社会の中に博物館をどう位置付けていくか議論する機会とできればと願うばかりです。

謝辞：博物館法の一部改正に関する資料については、橋本佳延さん（兵庫県立人と自然の博物館）が作成したリストを参考にさせていただきました。日頃の意見交換を含め、御礼申し上げます。

参考文献

国立国会図書館. 2022. 「博物館法の一部を改正する法律案」が成立. カレント・アウェアネス・ポータル (2022/04/11)

<https://current.ndl.go.jp/en/node/45965>

文化審議会. 2022. 博物館法制度の今後の在り方について(答申).

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/hakubutsukan/pdf/93654601_03.pdf

文部科学省生涯学習局社会教育課(発行) 2012. 博物館：これからの博物館. 24p.

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shinko/pamphlet/pdf/r1409436_01.pdf

(冊子には発行年表記がなく、「国立国会図書館サーチ」で検索して判明)

その他の関連リンク

日本博物館協会(編集・発行). 2020. 令和元年度日本の博物館総合調査報告書. 345p.

<https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/R2sougoutyousa.pdf>

(2019年10月～11月に郵送・オンラインで実施。有効回答館数2,314館)

カレント・アウェアネス「日本博物館協会、令和元年度「日本の博物館総合調査」の報告書を公開」(2020年11月16日)

<https://current.ndl.go.jp/node/42528>

社会教育調査(文部科学省) (連載第2回でも取り上げました)

社会教育調査-結果の概要のページ

https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa02/shakai/kekka/1268528.htm

社会教育調査-平成30年度結果の概要 (調査票の最終締切日は2018年12月10日)

https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa02/shakai/kekka/k_detail/1419659.htm

社会教育法（1949）（昭和24年法律第207号）

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324AC0000000207>

生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（1990）（平成2年法律第71号）

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=402AC0000000071>

文化庁 文化観光のページ

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/

日本学術会議 史学委員会 博物館・美術館等の組織運営に関する分科会、2017. 提言「21世紀の博物館・美術館のあるべき姿 ―博物館法の改正へ向けて」、iii+18p.

<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t243-1.pdf>

概要のページ

<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t243-1-abstract.pdf>

日本学術会議 史学委員会 博物館・美術館等の組織運営に関する分科会、2020. 提言「博物館法改正へ向けての更なる提言 ～2017年提言を踏まえて～」. i+26p.

<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t294-3.pdf>

概要のページ

<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/kohyo-24-t294-3-abstract.html>

注釈

注1 ICOM日本委員会のサイトで京都大会のプログラム・いくつかの報告書が公開されている。

https://icomjapan.org/report_category/icomkyoto2019/

注2 ICOMは個人・組織からなる会員組織で、各国や地域の会員による国内委員会と、テーマ別に参加する国際委員会等からなっており、総会で投票できるのは委員会等に限られる。各個人会員は所属する国内委員会・国際委員会を通じて意見表明できる。所属会員にどのように意見聴取をするかは各委員会に任されている。

注3 Webinar | Defining the museum in times of change: a way forward

<https://icom.museum/en/news/webinar-defining-the-museum-in-times-of-change-a-way-forward/>

ウェビナーのスライドのPDFは以下で公開されている。

<https://icom.museum/wp-content/uploads/2020/12/ICOM-Define-Methodology.pdf>

委員会への連絡文書の一部が国内委員会や国際委員会等のサイトで公開されていることがある。下記は11のステップを詳細に説明した文書で、このプロセスが始まるに際してブラジル委員会に送られたものと思われる。

http://www.icom.org.br/wp-content/uploads/2021/02/ICOM-Define_Methodology_en.pdf

ICOMのウェブサイトでは本原稿の執筆の時点（2022年4月）で、協議2までの結果が公開されている。恐らくはこのページに次々と結果ページへのリンクが作られていくと思われる。

<https://icom.museum/en/resources/standards-guidelines/museum-definition/>

注4 On the way to a new museum definition: We are doing it together!

<https://icom.museum/en/news/on-the-way-to-a-new-museum-definition-we-are-doing-it-together/>

注5 倫理常置委員会 (ETHCOM) のページ

<https://icom.museum/en/resources/standards-guidelines/code-of-ethics/>

注6 文化芸術振興基本法（2001）

いわゆる旧法、2017年に改正・法律名も変更された。注10のページの一番下、5.（参考）に出ている。

注7 教育基本法(2007)

教育基本法旧法(1947)を全部改正したもの。

e-GOVのページ <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=418AC0000000120>

「教育基本法資料室へようこそ!」 https://www.mext.go.jp/b_menu/kihon/index.htm

注8 これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/014/index.htm

各報告書等へのリンクも出ている

注9 社会教育法等の一部を改正する法律等の施行について(2008年6月11日 各都道府県教育委員会等あて 文部科学事務次官通知)

https://www.mext.go.jp/a_menu/01_/08052911/1279324.htm

参議院文教科学委員会 附帯決議(2008年6月3日)

https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/169/f068_060301.pdf

第5項 博物館については、多様な博物館がそれぞれの特色を発揮しつつ、利用者の視点に立ったより一層のサービスの向上が図られるよう、関係者の理解と協力を得ながら登録制度の見直しに向けた検討を進めるとともに、広域かつ多岐にわたる連携協力を図り、国際的に遜色のない博物館活動を展開できるような環境の醸成に努めること。(下線 引用者)

注10 文化芸術基本法(2017)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/index.html

e-GOVのページ <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=413AC1000000148>

注11 文部科学省設置法改正(2018年6月) 組織再編の実施は10月

e-GOVのページ <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=411AC0000000096>

文部科学省の組織再編(2018年5月時点) 解説ページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/other/1405395.htm

注12 文化審議会に新たに「博物館部会」設置(2019年11月)

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/hakubutsukan/>

注13 法制度の在り方に関するワーキンググループ

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/hakubutsukan/hoseido_working/index.html

第11回会合の資料では、「審議のまとめ案」の事務局の取りまとめに対して委員が修正した事項が「見え消し」で分かり、興味深い。

注14 文部科学大臣からの諮問は注12の第3期 第2回会議の資料1で示されている。

理由の最後のところで「博物館登録制度の在り方を中心」と諮問されており、今回の法改正はそもそも、登録制度の見直しを柱に意図したものであることがわかる。答申は約4か月後の2021年12月(注12)。

注15 政策の評価 「博物館の登録制度の見直しと学芸員補の資格要件の整備」

https://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/kekka/1421037_00003.htm

注16 2022年2月22日 定例閣議案件

<https://www.kantei.go.jp/jp/kakugi/2022/kakugi-2022022201.html>

注17 衆議院提出法案 208 閣法 31

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g20809031.htm

議案審議情報(衆議院)

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DD548A.htm

議案審議情報(参議院)

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/208/meisai/m208080208031.htm>

注18 衆議院

文部科学委員会（2022年3月23日）

会議録

<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120805124X00420220323>

質疑の後、討論は一切なく直ちに採決され、可決された。

第208回国会3月23日文部科学委員会ニュース（議員の会派、主な質問項目などが出ていて便利）

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/News/monka20820220323004_m.htm

インターネット審議中継の動画

https://www.shugiintv.go.jp/jp/index.php?ex=VL&deli_id=53841

附帯決議（6項目）

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/monka67F0EBF395DE147D4925881400316F51.htm

（附帯決議は、事前に水面下で会派間の交渉を経て超党派で提案し、合意された案文を委員会で読み上げて直ちに採決して決議するのが通例で、今回の内閣提案の法律でもそのようだ。議員提案の法律でもほぼ同様。水面下なので、交渉の経緯はおおよしの記録には残らない。）

本会議（3月24日）の記録

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_honkaigi.nsf/html/honkai/keika20220324.htm

日程第三 博物館法の一部を改正する法律案（内閣提出）

右議案を議題とし、文部科学委員長の報告の後、委員長報告のとおり可決した。

とあるように、本会議では委員長が報告し、質疑・討論はないまま直ちに採決され、可決した。

注19 参議院

文教科学委員会（2022年4月7日、2時間半ほど）

会議録

<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120815104X00520220407>

インターネット審議中継の動画

<https://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/detail.php?sid=6806>

附帯決議（8項目）

https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/f068_040701-1.pdf

本会議（4月8日）

<https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/vote/208/208-0408-v001.htm>

「起立採決により可決」とのこと。

注20 文化庁サイト

ホーム > 政策について > 博物館 > 博物館の振興 > 5.博物館関係法令 >

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shinko/kankei_horei/93697301.html

市民科学研究室の活動は皆様からのご支援で成り立っています。『市民研通信』の記事論文の執筆や発行も同様です。もしこの記事や論文に興味深いと感じていただけるのであれば、ぜひ以下のサイトからワンコイン（100円）でのカンパをお願いします。小さな力が集まって世の中を変えていく確かな力となる—そんな営みの一歩だと思っていただければありがたいです。

[ワンコインカンパ](#) ←ここをクリック（市民研の支払いサイトに繋がります）